



最近内務省ニ於ケル路政關係行政處分例

M O 生

◎内務省告示第三十三號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ
改築ヲ爲シタル道路ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ
昭和十四年一月二十七日

◎内務省告示第四十九號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ
改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ
昭和十四年二月九日

内務大臣候爵 木戸 幸一	内務大臣候爵 木戸 幸一
路線名 区間 工事終了ノ期日	路線名 区間 工事終了ノ期日
二十二號 (自香川縣木田郡古高松村 至同縣同郡牟禮村)	四號 (自宮城縣仙臺市荒巻 至同縣同市北根)
昭和十四年一月二十七日	昭和十四年二月九日

◎土地收用事業規定

土地收用事業規定にして官報に公告せられたるもの左の如し。

道府縣	起業者	事業種別	地名	認定月日
東京府	東京府東京市	排水改良	東京府東京市葛飾區本田木根川町地内	一、一七
奈良縣	奈良縣生駒郡郡山町長	道路新設	奈良縣生駒郡郡山町地内	
茨城縣	茨城縣知事	道路改築	茨城縣鹿島郡巴村、東茨城郡白河村橋村ノ地内	一、二〇
熊本縣	熊本縣知事	道路改築	熊本縣宇土郡細田村地内	
京都府	京都府知事	道路改築	京都市上京區小川通上立賣下ル西八寶相院町 京都市今出川通堀川東入飛鳥井町地内	"
東邦電力株式會社	東邦電力株式會社	電氣裝置	京都府京都市右京區西京極郡七反田町地内	"
長野縣	長野縣知事	道路改築	岐阜縣武儀郡板取村 洞戸村地内	"
岐阜縣	岐阜縣知事	道路改築	長野縣上伊那郡高遠町地内	"
岐阜縣	岐阜縣大臣	停車場改良	大陽府豐能郡池田町長 大陽府豐能郡地田町地内	二、三六〇
岐阜縣	岐阜縣大臣	傷痍軍人療養所建設	千葉縣千葉郡譽田町地内 島根縣八束郡乃木村地内	二、一四五

◎土木地方債許可概要

許可額	目的	團體名	道府縣
一、一七	河川改修費寄附金	高田團體	
三、二〇〇		田中團體	

九九、〇〇〇	災害應急土木費	埼玉縣
一五一、七〇〇	河川改修費	京都府
七〇、〇〇〇	土木事業費	京都市
一〇、〇〇〇	河川改修費寄附金	長良川北水害豫防組合
三、八〇〇	下水道築造費	濱松市
六八、七〇〇	灾害復舊費	高棚村
八二、一〇〇	國道改良費分擔金	岐阜縣
二〇、〇〇〇	道路、橋梁費	新潟市
六三五、〇〇〇	土木費(道路、河川)	湯崎村
一六、九〇〇	道路(軍事)費寄附金	奈良市
一六、〇〇〇	道路新設費	高崎町
四六、〇〇〇	下水道費	松田町
九六、二〇〇	下水道築造費	豊岡町
五一、二〇〇	都市計畫街路事業費	福井市
七、八〇〇	漁港修築費寄附金	門司町
一五〇、〇〇〇	港灣修築費分擔金	中能代町
六、五〇〇	道路改修費負擔金	安曇村
三、二〇〇	河川改修費寄附金	大河港

一一四
六〇〇、〇〇〇

港灣修築並埋立費

福岡市

福岡縣

一四〇、九〇〇

災害土木費並同補助費

福岡山縣

一五〇、〇〇〇

災害復舊土木費

福岡城縣

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道

余市臨港軌道 運輸營業休止許可

余市臨港軌道株式會社申請に係る濱余市、余市々場間(一
杆七分)は道路幅員狹隘なる爲軌道面の除雪作業困難なる
に由り自昭和十三年十二月十六日至同十四年四月十五日迄
軌道運轉を一時休止せむとする件は二月三日監第一六一二
號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

東京市申請に係る澁谷驛前軌道假設物は東横ビル建築工
事遲延の爲假設物使用期限を昭和十四年五月三十一日迄と
し一月二十六日監第六九號を以て内務、鐵道兩大臣より認
可のありたり。

東京府

東京市電 假設物使用期限延期認可

東京地下鐵道株式會社に對し昭和十四年一月十一日監第
八六八五號を以て自龜戸町下水神至吾嬬町大畠間延長三杆
二一九の軌道起業廢止を許可したる處一月十七日官報に公
告ありたり。

自龜戸町
至吾嬬町
間軌道起業廢止許可に伴ひ
官報公告

士別軌道 軌道起業廢止許可

士別軌道株式會社申請に係る降雪甚だしく線路結氷し除
雪作業困難にして運行不能に陥りたるを以て自昭和十三年
十一月二十九日至同十四年四月三十日迄軌道運輸營業休止
せむとする件は二月六日監第二二二號を以て内務、鐵道

軌道起業廢止許可 大正十年七月一日東京地下鐵道株式
会社申請に係る降雪甚だしく線路結氷し除雪作業困難にて
運行不能に陥りたるを以て自昭和十三年十一月二十九日至
同十四年四月三十日迄軌道起業廢止を許可したる處一月十七日官報に公
告ありたり。

會社(當時城東電氣軌道株式會社)に對し特許したる東京市

城東區龜戸町七丁目、同市向島區吾嬬町西七丁目間軌道起

業廢止の件本年一月十一日之を許可せり。(内務省)

(鐵道省)

長野縣

上田溫泉電軌 開渠新設認可

上田溫泉電軌株式會社申請に係る用水路新設に伴ひ下之
鄉起點四哩一二鎖四〇節の箇所に開渠を新設せむとするの
件は一月十八日監第九〇七六號を以て内務、鐵道兩大臣よ
り認可ありたり。

岐阜縣

名古屋鐵道 軌道工事方法變更認可

名古屋鐵道株式會社申請に係る府縣道岐阜、富山線改築
工事施行に伴ひ美濃町線軌道中柳ヶ瀬起點自〇哩五五鎖至
一哩七〇鎖に對し軌道を道路の中央に變更敷設せむとする
の件は一月二十日監第五四號を以て内務、鐵道兩大臣より
認可ありたり。

靜岡電鐵 工事施行認可申請期限延期許可並假設物

使用期限延期認可

靜岡電氣鐵道株式會社申請に係る江尻跨線橋は清水市第

二期都市計畫事業に編入の計畫ありしが事業進捗せず時局
多端且財政上亦急速に工事施行困難にして確たる實施設計
不能の爲工事施行認可申請期限を昭和十五年九月二十六日
迄延期し假設物使用期限を昭和十六年九月二十六日迄延期
せむとするの件は二月三日監第一四三號を以て内務、鐵道
兩大臣より許可並に認可ありたり。

靜岡電鐵 電氣工事方法變更認可

靜岡電氣鐵道株式會社申請に係る靜岡發電所に於ける水
銀整流機は清掃其の他手入の場合には十時間の休止の要あり
然も最近負荷増加の結果電壓降下甚しく豫備機の設置の要
ある爲既設と同一型の水銀整流機を一臺増設せむとするの
件は二月九日監第一五三號を以て内務、鐵道兩大臣より認
可ありたり。

靜岡縣

法
令

一六九

三重縣

東邦電力 工事方法變更認可

東邦電力株式會社申請に係る從來四五封度軌條を以て製作せる轉轍器及び轍又を使用せる所之を三〇延(六〇封度)のものに變更し並に軌條ボンドを變更せむとするの件は一月二十日監第九一一四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

月二十日監第九一一四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。月二十日監第九一一四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

京阪電鐵 電氣工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る伏見第二變電所に於ける京都電燈株式會社より受電の受電容量を常時出力二、〇〇〇「キロワット」及豫備出力三、〇〇〇「キロワット」に變更するに伴ひ電氣工事方法一部變更せむとするの件は二月九日監第二二三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都市營 電氣工事方法變更認可

京都市申請に係る乗客輸送の圓滑を期し電車運轉上の不便と支障を除却する爲三條發電所、七條變電所、竹田變電

所の軌道用三變電所を新設し既設軌道線路に於ける鎖電方法を變更せむとするの件は二月九日監第一六三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營 工事方法變更認可

大阪市申請に係る都市計畫事業道路擴張に伴ひ西道頓堀天王寺線の軌道中心を道路の中央に移設すると共に其の他一部工事方法を變更し、之に伴ひ西門前交叉點附近に於て天王寺大道線、天王寺阿部野線及上本町線の一部夫々工事方法變更せむとするの件は一月二十四日監第一〇七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營(高速軌道) 工事方法變更認可

大阪市申請に係る假設梅田停留場北拱部と隣接高速電氣軌道梅田變電所構内との間に地下道路を設け假排氣口を設置せむとするの件は一月二十八日監第一九五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營(高速軌道) 工事方法變更認可

大阪市申請に係る將來乗客増加の豫想、負荷激變に對する設備の充實、及び工事中に屬する第三號線一部に給電等の對策の爲め心齋橋變電所内に水銀整流器裝置一臺増設せむとするの件は一月二十六日監第六八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

大阪電軌 特別設計車輛增備許可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る六〇〇「ヴォルト」電動客車十輛を四輪ボギー電動客車とし制御附隨客車五輛を半鋼製制御附隨客車に設計新造せむとするの件は一月二十日監第八九三二號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

鳥取縣

米子電車 全線軌道營業廢止に伴ひ官報公告

米子電氣軌道株式會社に對し昭和十三年十一月七日監第八三九號を以て自米子驛前至皆生溫泉間及自加茂町至舟盤町間(市内循環線)の軌道運輸營業廢止を許可したる處一月二十日官報に公告ありたり。

軌道營業廢止實施、昭和十三年十一月七日米子電車株式會社に對し軌道營業廢止の件許可したる處昭和十三年十二月三日之を實施せる旨届出ありたり。(内務省)

福岡縣

福博電車 電氣機關車設計變更認可

福博電車株式會社申請に係る電氣機關車二輛は老朽の爲め機構虛弱となり運轉の安全を期する爲車體の形狀、構造及び自動連結器を變更せむとするの件は二月九日監第二二六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

九州電軌 保安設備變更認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る小倉、戸畠間の電氣軌

道閉塞信號機は輸送能率の一層増進を計る爲閉塞信號機の

位置を變更せむとするの件は客年十二月十九日監第八七九

八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

熊本縣

熊本市營 車輛特別設計許可

熊本市申請に係る現在迄使用の車輛は何れも設備後十年

乃至二十餘年を経過し機械部分の磨損並に腐朽甚しく運輸

上支障甚大なるを以て客車二輛購入し手用制動機省略設計

として之が乗客の緩和を圖らむとするの件は二月一日監第

八九號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

熊本市營 電動客車設計變更認可並手用制動機省略

許可

熊本市申請に係る電動御車四輪は床面高く市街電車とし

て乗降不便且電動機及機械部分の磨耗老朽著しきを以て之

を改造を爲し手用制動機の省略をせむとするの件は二月九

日監第二二五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可
ありたり。

大分縣

別府大分電鐵 工事方法變更認可

七六の住吉橋は住吉川は耕地整理の爲め廢川となり埋立を
始めたるに依り住吉橋も之に伴ひ廢止し敷石鋪裝を爲さむ
とするの件は一月十八日監第九一一三號を以て内務、鐵道

兩大臣より認可ありたり。

鹿兒島縣

鹿兒島市營 工事方法變更認可

鹿兒島市申請に係る軌道敷鋪裝其の他軌道保守の關係上

一米の重量三六粦ハイ、チ一型軌條を一米の重量五〇粦チ

一型軌條に、一米の重量三〇粦チ一型軌條を一米の重量三

六粦ハイ、チ一型軌條に變更せむとするの件は一月十二日

監第八九六七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありた

り。